株券電子化に伴う株式担保 について

証券決済制度改革推進フォーラム2006
東京：平成18年2月15日
大阪：平成18年2月21日

全国銀行協会　大 野 正 文
ohono@zenginkyo.or.jp

©Masafumi OHNO

株券電子化に伴う担保株式の問題

- 株券電子化をめぐる全銀協検討経緯
- 株券電子化に伴う担保株式の問題点
- 株券電子化にかかる担保株式実務に係る銀行界要望事項
- 法制等の対応状況
- 検討課題と対応

株券電子化をめぐる全銀協における検討経緯

【全銀協における検討体制】

- 平成15年度は、株式担保の問題は、業務委員会下部担保実務検討部会にて検討。
- 平成16年度も、引き続き株式担保の問題は、業務委員会下部担保実務検討部会にて検討。ただし、制度全体に関ることから、適宜、市場国際委員会下部証券決済制度検討部会と合同で検討。
- 平成17年度は、株式担保の問題は、業務委員会下部株券不発行担保実務検討部会にて対応。なお、証券保管振替機構での検討に対して、市場国際委員会下部証券決済制度検討部会と合同で検討。

【法制審議会対応】

- 法制審検討開始時から、主として株式担保の観点からフォロー。
- 中間試案に対する全銀協意見書を取りまとめ、法務省に提出。

【制度移行対応】

- 証券保管振替機構と意見交換。株券電子化小委員会対応。
- 政省令会合対応。

株券電子化に伴う株式担保の問題点

現行（略式担保）

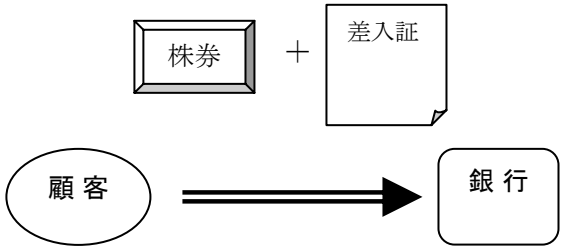

- 銀行の支店店頭にて、株券と差入証の提示（引渡）で担保権の設定が可能。
- 顧客・銀行のいずれにも、低コスト・手続が簡便。
- 登録質ではないので、発行会社に担保差入れの事実を知られない（匿名性）。

新振替制度における略式担保

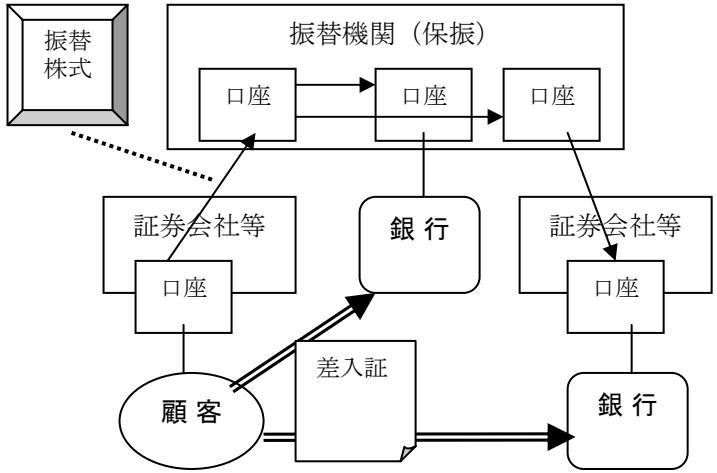

- 「株券」がなくなるので、店頭における現物の提示に替えて、振替制度を利用した担保権設定となる。具体的には、「振替株式」が口座間を移転することで、担保権が設定される。
- 電子的な対応になるので、デリバリー・保管リスクなどの軽減が見込まれる。
- 他方で、新たな事務処理となるので、顧客・銀行のいずれのサイドも制度や事務の習熟などまで若干の時間を要する可能性がある。
- 制度開始後は、システム対応のため初期コストが発生か。
- 「匿名性」については、法律上は手当てがなされており、新振替制度のシステム対応も「匿名性」の配慮がなされる予定。

©Masafumi OHNO

株券電子化にかかる担保株式実務に係る銀行界要望事項

- 全銀協では、法制審審議以来、株式担保について実務上の観点から意見・要望し、関係者と検討を重ねてきている。
- 現行、略式担保方式の利点を、新制度のもとでも維持すること。
- 移行時には、現行略式担保の効力等前提に、手続上円滑に移行できる手当てがなされること（現行証券保管振替制度における預託手続に係る手当て等）。

→

① 匿名性
② 簡便性・低コスト
③ 移行

法制等の対応状況

	新社振法上の手当て	保振・制度要綱（中間とりまとめ）検討状況
匿名性	担保権（質権・譲渡担保権）が設定されている場合に、発行会社に株主情報、株式保有状況を伝達するとき（総株主通知、個別株主通知、振替口座簿情報提供請求）。 ⇒〔対応〕 ● 質権口座の株式については、質権者ではなく、質権設定者である株主として扱う。 ● 自己口座に譲渡担保として受け入れている株式については、担保権者の申出により、担保権設定者を株主として扱う。	株主および保有株式を口座にリンクさせて情報伝達する場合に、担保権設定されている事実が明らかになる可能性がある。 ⇒〔対応〕 ● 左記法律の趣旨を踏まえ、銀行界の「匿名性」維持の要請に対応して、これまでの実質株主管理番号を廃止し、当該株式に係る口座情報は伝達しない制度上の措置をとる予定。
簡便性・低コスト		（新システムは、できる限り低コストで進める方向。簡便性について、今後の運用か。なお、制度検討の中で、株主の名寄せのためにデータセンターを構築することで進められており、当該データセンターに登録された株主情報を、担保管理に一部利用できないかどうか）
移行	制度移行にあたって、移行日において、新制度後の質権口座等に既存質権等の内容が記載されるためには、現行の保管振替制度上の質権等の記載が必要。現行保振制度上の預託を行う必要がある。 ⇒〔対応〕 ● 現行保振制度上の預託は、担保権者の単独ではできないため、担保権設定者側の同意が必要。しかし、一斉移行前の一定期間（2週間）は、質権者の単独預託を可能とする特例措置を手当て。	現行証券保管振替制度に基づく預託手続と、左記法律の規定にしたがった対応について要検討。 ⇒〔対応〕 ● 平成17年9月現在で、金融機関が担保として占有している株券数は約93億株（日証協・証券決済制度改革推進センター調べ）。 ● 事前に顧客同意をとって預託手続を進めることを原則として対応。

検討課題と対応（１）ー匿名性

- 匿名性

　株主は、自己の保有する株式を担保に供した事実を発行会社に開示することは信用低下を来すおそれもあることもあり、極力避けたい、というニーズ。

〔現行制度下の「匿名性」〕
株主が発行会社に当該株券を占有していない事実を知られたくない。

〔新振替制度下での「匿名性」〕
株主が発行会社に当該株主名義の口座に当該株式残高がないという事実を知られたくない。

- 新制度においても、略式担保の匿名性は法的に維持されるものと理解（略式担保に関する新旧制度間でのイコールフィッティングの確保）。

- 前頁の匿名性の認識に関しては、関係者間（証券会社、発行会社等）とのコンセンサスが得られており、引き続き、株券電子化小委員会等の検討状況を注視。
- 個別株主通知、振替口座簿情報提供請求権における取扱い

  ⇒　個別口座に係る情報については発行会社に伝達しない取り扱い。
- 移行手続、一斉移行前の預託手続の過程においても「匿名性」を維持した取扱いが必要である。

検討課題と対応（２）
―簡便性・低コスト

- 簡便性・低コスト

（１）新振替制度における担保設定・解除等の方法

①　金融機関の参加形態に応じた検討の必要性

※　自行のみでは手続・事務が完結しないことへの対応

Ａ）振替機関（保振）に口座を開設する口座管理機関

Ｂ）口座管理機関に口座を開設する間接口座管理機関ないし加入者

②　担保権設定者（顧客）側の振替請求に係る情報伝達

⇒　データセンターにかかる機能の利用

⇒　証券会社等と事務フローなどからの担保設定に係る振替請求の連絡態勢（業界申し合わせなど？）

（２）新振替制度上の諸手続への対応

総株主通知などについての対応を要検討（データ登録など）。

株主の権利の取扱い。

（３）振替制度における担保設定の基本的な事務フローの確認

基本的な事務フローの策定（設定（差入れ）時の顧客・口座管理機関対応、解除・実行時の対応など）。

⇒　今後、業界間申し合わせなどしていくかどうかも含めた検討が必要（口座管理機関との事務のすり合わせ。解除後の受け皿としての口座の確保など）。

（４）法務マター

担保差入証の見直しの要否など。

©Masafumi OHNO

検討課題と対応（３）ー移行

- 移行

（１）預託手続

①　現行保振制度における預託手続

原則としては、予め顧客同意をとって預託手続を進める方向で検討。

⇒　保振の直接参加か証券会社等を通じた取扱いか

⇒　実質株主通知対応など、現行制度への対応の可否について、事務フローの検討を進めながら問題点を洗い出す（匿名性の確保、銀行の担保管理事務との整合性など）。

⇒　事前預託の実施スケジュールの確認（原則個別行判断であるが、集中度合いなどタイミングについては関係者と検討か）

②　特例措置にもとづく預託手続（単独預託）

特例措置による場合を具体的に整理（どの程度の利用が見込まれるか、事務フローなど）。

（２）　*現行の略式担保保有の株券の調査*

⇒　名義書換未了株券の取扱い

⇒　事故株への対応

（３）　*担保方式の選択*

⇒　質権か譲渡担保か

（４）　*法務マター*

⇒　担保差入証の修正の要否